○花巻市公契約条例施行規則（平成２９年１２月７日規則第３６号）

（趣旨）

第１条　この規則は、花巻市公契約条例（平成２９年花巻市条例第２５号。以下「条例」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定公契約の種類及び金額の要件）

第２条　条例第２条第２号の特定公契約は、次の表に掲げる種類及び金額の要件とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　類 | 金額の要件 |
| １　工事の請負に係る契約 | 予定価格が５，０００万円以上であること。 |
| ２　業務（清掃、警備（警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第５項に規定する警備業務用機械装置を使用して行うものを除く。）、一般廃棄物収集運搬、駐車場の管理、施設における来訪者の受付又は設備（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含むものに限る。）を委託する契約 | 予定価格が１，０００万円以上であること。 |
| ３　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定による市の公の施設の管理（清掃等業務のいずれかを含むものに限る。）に係る協定 | 指定管理者の募集の際に基準額として明示する指定管理料が年額１，０００万円以上であること。 |

（特定公契約に係る措置）

第３条　条例第６条第１項の規定による報告の求めは、条例第５条第２項各号に掲げる事項の遵守の状況について、条例第２条第４号の特定受注者に対し、書面により行うものとする。

２　条例第６条第１項の規定による報告の求めを受けた特定受注者は、別に定める様式により、第１号に掲げる労働者に係る第２号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 特定公契約の履行の場所において当該特定公契約に係る業務に直接従事する労働者（管理又は監督に係る業務その他市長が別に定める業務に従事する労働者を除く。）のうち、次に掲げる特定公契約の種類に応じ、それぞれに定める労働者

ア　第２条の表の１の項に掲げる契約　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する元請負人又は同項に規定する下請負人に雇用される労働者

イ　第２条の表の２の項に掲げる契約及び同表の３の項に掲げる協定　清掃等業務に従事する労働者

(2) 労働者の１時間当たりの賃金の額及び社会保険への加入状況、特定受注者及び下請負者等の労働保険番号、労働者に対して賃金を支払った年月日その他市長が必要と認める事項

３　条例第６条第２項の規定による調査は、書面又は面談により行うものとし、市長は、当該調査を行う場合においては、あらかじめその旨を特定受注者に対して通知するものとする。

（特定公契約に係る特定受注者の遵守事項）

第４条　特定受注者は、前条第２項第１号に掲げる労働者の見やすい場所に掲示するなどの方法により、市と締結した公契約が特定公契約である旨を当該労働者に明らかにしなければならない。

２　特定受注者は、特定公契約の履行に当たり下請負者等と下請、再委託等に係る契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならない。

(1) 市長が特定受注者に対して条例第６条第１項の規定による報告を求めたときは、下請負者等は特定受注者からの求めに応じて報告しなければならないこと。

(2) 下請負者等が更に当該特定公契約に係る下請、再委託等に係る契約を締結する場合においても、前号に掲げる事項を約さなければならないこと。

附　則

この規則は、令和２年６月１日から施行する。